

令和4年度

水防計画書



福島県昭和村

昭和村水防計画書目次

第1	総則	P 1
1	目的	P 1
第2	水防組織	P 1
1	水防本部の設置	P 1
(1)	設置基準	P 1
(2)	水防本部の組織	P 1
(3)	水防本部事務局	P 1
(4)	水防本部の係員の非常参集	P 1
表-1	水防本部組織表	P 2
表-2	水防事務分掌	P 3
第3	重要水防区域	P 4
第4	水防施設	P 4
1	水防倉庫の資器材備蓄基準	P 4
(1)	水防資器材取扱要領	P 4
(2)	水防倉庫	P 4
2	調達可能水防資材	P 5
3	水防資器材の輸送	P 5
4	費用負担と公用負担	P 5
(1)	費用負担	P 5
(2)	公用負担	P 6
第5	水位、雨量の観測所	P 7
1	水位観測所	P 7
2	雨量観測所	P 7
第6	気象情報、水防情報の連絡	P 8
1	通報と伝達の系統図	P 8
2	水防通信連絡	P 9
第7	水防活動	P 1 1
1	河川等の巡視	P 1 1
2	出動及び水防作業	P 1 1
3	決壊等の通報及び避難場所	P 1 2
4	水防解除	P 1 3
5	水防活動の報告	P 1 3
資 料		
連 絡 統 計 図		P 1 4

指定水防管理団体昭和村水防計画

第1 総則

1 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、福島県知事から指定水防管理団体に指定された昭和村が、同法第33条の規定に基づき、昭和村の地域にかかる河川、湖沼の洪水等の際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

なお、この計画は、昭和村地域防災計画（第3章第23節）の部門別計画として、水防活動に関する事項について定めるものである。

第2 水防組織

1 水防本部の設置

水防法第10条及び気象業務法第14条の2の規定により、気象、洪水等についての水防活動の利用に適合する予報及び警報の通知があったときからその危険の解消するまでの間、村に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

(1) 設置基準

次のアからエに示す事態が生じたとき、及び水防本部長が必要であると認めたときに設置する。ただし、各注意報の場合は諸状況を判断のうえ、水防本部長が特に必要であると認めた場合に限り設置するものとする。

ア 次の気象注意報及び警報が発表されたとき。

注意報：大雨、洪水の各注意報

警報：大雨、洪水の各警報

イ 水防法第10条第2項及び第11条第1項による洪水予報が発表されたとき。

ウ 水防法第16条第1項による水防警報が発表されたとき。

エ 村内において震度6弱以上の地震を観測したとき、又は震度4以上の地震により、河川施設等が被災し、水害が発生したとき、または水害の発生するおそれがあるとき。

(2) 水防本部の組織

水防本部の組織は水防本部組織表（表-1）、水防に関する事務分掌は水防事務分掌（表-2）による。

なお、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定による災害対策本部が設けられた場合は、この組織に入り水防事務を処理する。

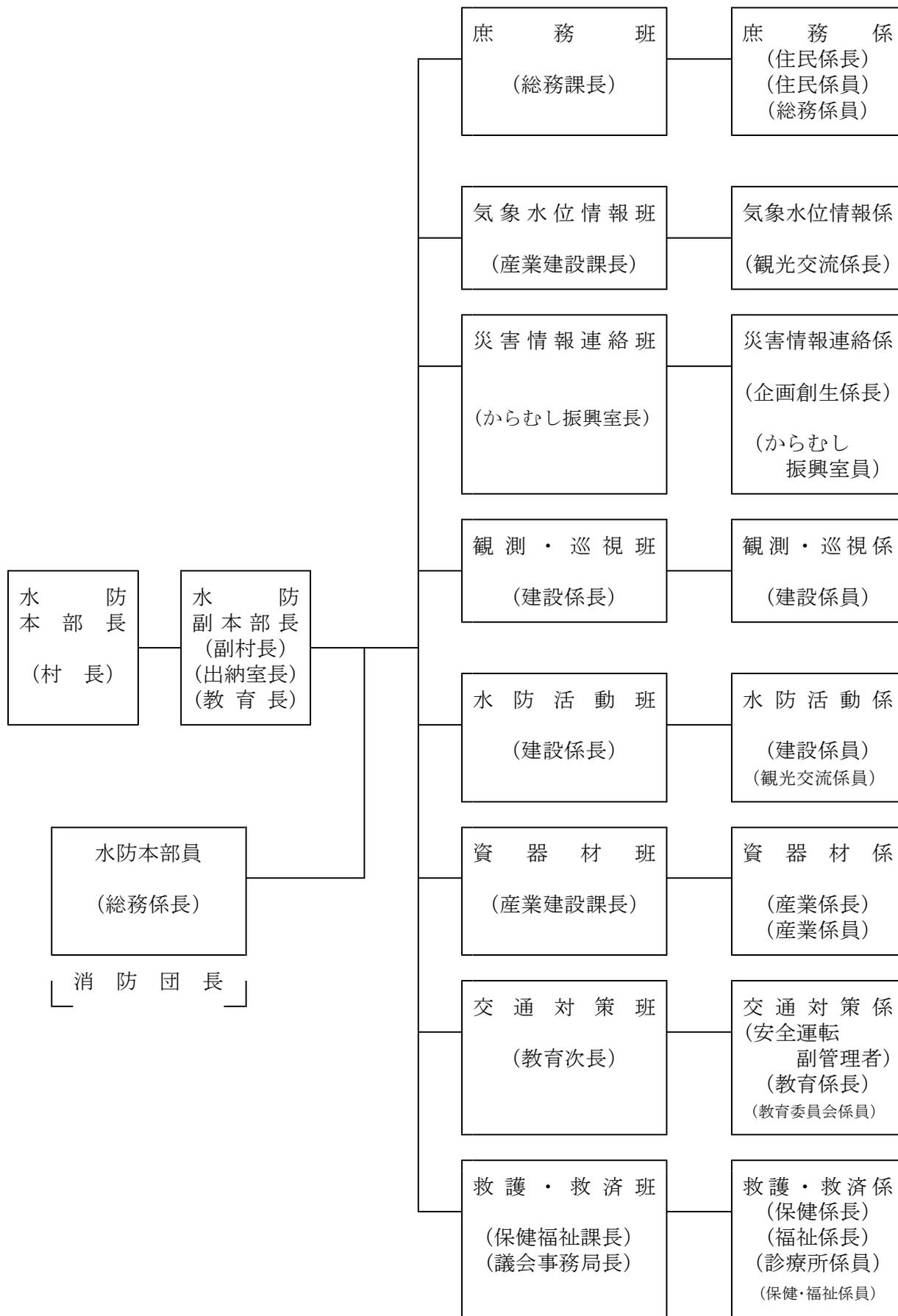
(3) 水防本部事務局

水防本部の事務局は、総務課に置くものとする。

(4) 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し水防本部長の指揮を受けるものとする。

表－1 水防本部組織表



表－２ 水防事務分掌

庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庶務係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各班の庶務に関する事 ・ 水防本部要員の召集、自動車の配車、水防事務の取りまとめ、立案、報告等 ・ 地方水防本部（宮下土木事務所）等への連絡に関する事
気象水位情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象水位情報係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象台等の気象情報収集に関する事
災害情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報連絡係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木施設災害、一般被害等水防に関する各種の情報収集、連絡に関する事 ・ 防災無線使用に関する事
観測・巡視班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観測巡視係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水位、雨量観測に関する事 ・ 河川等の巡視に関する事
水防活動班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防活動係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防活動の状況とりまとめに関する事 ・ 水防活動の応援指導に関する事 ・ 応急対策に関する事
資器材班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資器材係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防資器材の確認、輸送に関する事 ・ 水防倉庫の常備資器材不足の場合の調達に関する事
交通対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通対策係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防時における道路交通の情報収集並びに確保等に関する事 ・ 道路の状況（通行止め）に関する事
救護・救済班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救護・救済係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者に対する援護対策並びに避難民の収容及び収容所に関する事

昭和村消防団本部団員は、水防本部と現地との連絡及び水防活動に従事する。

第3 重要水防区域

番号	水系名	河川名	担当 事務所名	担当水 防管理 団体名	水防 (消防) 分団名	重要水防区域				評定基準 種別	堤防		予想さ れる危 険概要	対策 水防工法	氾濫 面積 (ha)	摘 要 人家(戸) 田畑(ha)
						左 岸の別	位 置				A (m)	B (m)				
							市	町	大字							
1	阿賀野川	柳沢川	宮下 土木	昭和村	第1分団	両岸	昭和村	小中津川	折橋 石橋 弘	洗掘	800	洗掘 洗掘	木流し	4.0	人家 6 田畑 3.0	
2	阿賀野川	見沢川	宮下 土木	昭和村	第2分団	両岸	昭和村	大芦 二百 荊向	洗掘	1,000	洗掘 洗掘	木流し	10.0	人家 6 田畑 3.0		

第4 水防施設

1 水防倉庫の資器材備蓄基準

(1) 水防資器材取扱要領

ア 資器材の使用に際しては、水防以外の如何なる工事にも使用することを許さないものとする。

イ 資器材の受払いについては、帳簿を常に記入しておかなければならない。

(2) 水防倉庫

各水防倉庫には、水防資器材を常時下記のとおり備蓄しておくものとする。

水防倉庫（仮水防倉庫含む）の所在地及び備蓄資器材一覧

水防倉庫	昭和	野尻	大芦(仮)
所在地	大字下中津川	大字野尻	大字大芦
備蓄資器材	字中島向1802-2	字山崎4741-1	字宮田1588
ツルハシ(丁)	10	10	10
唐鋏(丁)	3	3	3
ナタ(丁)	2	2	2
鋤簾(丁)	2	2	2
掛矢(丁)	5(5)	5(5)	5(5)
スコップ(丁)	20(20)	20(20)	20(20)
斧(丁)	5(5)	5(5)	5(5)
ペンチ(丁)	5(5)	5(5)	5(5)
ハンマー(丁)	10	10	10
鎌(丁)	5(5)	5(5)	5(5)
鋸(丁)	5(5)	5(5)	5(5)
土のう袋(枚)	600(500)	600(500)	600(500)
縄(巻)	20(20)	20(20)	20(20)
ビニールシート帯(枚)	20(60)	10(60)	10(60)
杭木・鉄筋杭(本)	100(300)	0(300)	0(300)
鉄線(kg)	20(20)	0(20)	0(20)
大型土のう袋(枚)	30(50)	0(50)	0(50)

※ ()は、水防倉庫備蓄基準数

2 調達可能水防資材

備蓄資器材の使用または損傷により、不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるため、下記の水防資器材取扱業者等の手持ち数量を予め確認しておくものとする。

なお、昭和村消防団各分団において状況の急変等により水防本部に要請する時間的余裕がないときは、各分団長は、当該地域の業者等から調達するものとする。この場合は、その旨を水防管理者あて報告するものとする。

調達できる水防資材調書

資 材 名	数 量	業 者 名	住 所	電 話
大型土のう袋	50枚	J A会津よつば 昭和支店	大字下中津川字沖372	57-3111
土のう袋	200枚	J A会津よつば 昭和支店	大字下中津川字沖372	57-3111
玉 縄	100巻	J A会津よつば 昭和支店	大字下中津川字沖372	57-3111
ビニールシート	50枚	J A会津よつば 昭和支店	大字下中津川字沖372	57-3111
ロープ	20巻	J A会津よつば 昭和支店	大字下中津川字沖372	57-3111
鉄 線	50Kg	オーハラ堂	大字下中津川字宿ノ原2933	57-2424
杭木・鉄筋杭	200本	栗城馬場工業株式会社	大字野尻字山崎4744	57-2576
砂利・砂類	50m ³	金子建設株式会社	大字喰丸字松木平727	57-2211
砂利・砂類	50m ³	栗城馬場工業株式会社	大字野尻字山崎4744	57-2576

水防資材取扱業者等

資 材 名	業 者 名	住 所	電 話
土のう類	J A会津よつば昭和支店	大字下中津川字沖372	57-3111
金物類	オーハラ堂	大字下中津川字宿ノ原2933	57-2424
金物類	昭和事務機	大字喰丸字沼田1909	57-2135
杭 類	栗城馬場工業株式会社	大字野尻字山崎4744	57-2576
縄 類	J A会津よつば昭和支店	大字下中津川字沖372	57-3111
砂利・砂類	金子建設株式会社	大字喰丸字松木平727	57-2211
砂利・砂類	栗城馬場工業株式会社	大字野尻字山崎4744	57-2576

3 水防資器材の輸送

- (1) 水防資器材の輸送のため、トラックなどの運搬具を整備し、必要に応じて緊急輸送に当たらせるものとする。
- (2) 緊急のため、運搬車両の不足を生じ、やむを得ない場合は、官民を問わずあらゆる輸送機関を利用するものとし、この場合警察署長等に連絡応援を求めるものとする。

4 費用負担と公用負担

(1) 費用負担（水防法第41条）

水防管理団体が、その管轄区域の水防に要する費用は、水防法第41条の定めにより、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との間で協議によって定める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって定める。

(2) 公用負担（水防法第28条）

水防のため必要あるときは、水防管理者及び消防機関の長は、水防法第28条の定めにより次の権限を行使することができる。ただし、水防管理団体は損失を受けたものに対し、時価により損失を補償しなければならない。

- 必要な土地の一時使用
- 土石、竹林、その他の資材の使用
- 車両、その他の運搬具又は器具の使用
- 工作物、その他の障害物の処分

ア 公用負担権限証明書

水防法第28条により、公用負担を命じる権限を行使するもの（水防管理者、消防機関の長）はその身分を示す証明書を、これらの者の委任を受けた者にあつては次のような証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示すべきものとする。

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">公用負担権限証明書</p> <p style="text-align: center;">昭和村消防団 何 某</p> <p>上記の者〇〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任することを証明する</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">昭和村長 何 某 印</p>	<p style="text-align: center;">水 防 法</p> <p>第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。</p> <p>2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。</p>
---	---

イ 公用負担命令票

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次のような命令票を目的物の所有者又は、これらに準ずる者に手渡したのちに、これを行うものとする。

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">公 用 負 担 命 令 票</p> <p>1 目的物 種類〇〇〇 数量〇〇〇</p> <p>2 負担の内容 使用、収用、処分</p> <p>令和 年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">○ ○ 様</p> <p style="text-align: center;">昭 和 村 長 何 某 印</p> <p style="text-align: center;">事務担当者 何 某 印</p>
--	--

第5 水位、雨量の観測所

1 水位観測所

水防活動に必要とする観測所

番号	河川名	量水標 の名称	位置		水防団 待水位 (m)	氾濫 注意 水位 (m)	通 報 先	管 理 者
			大字	字				
1	見 沢 川	見沢橋	大芦	中見沢	1.50	2.50	宮下土木事務所	宮下土木事務所
2	畑 沢 川	砂田橋	大芦	田 中	1.50	2.50	宮下土木事務所	宮下土木事務所
3	野 尻 川	岩本橋	野尻	元 町	1.50	2.50	宮下土木事務所	宮下土木事務所
4	野 尻 川	新田橋	下中 津川	新 田	1.50	2.50	宮下土木事務所	宮下土木事務所

2 雨量観測所

(1) 水防活動に必要とする観測所

番号	管理機関	観 測 所 名	所 在 地	雨 量 計 の 別	観 測 員 名
1	昭和村	昭和村役場	下中津川字中島652	自 記	昭和村役場
2	福島県	大 芦 雨 量	大芦字瀬戸川原	テレメータ	宮下土木事務所

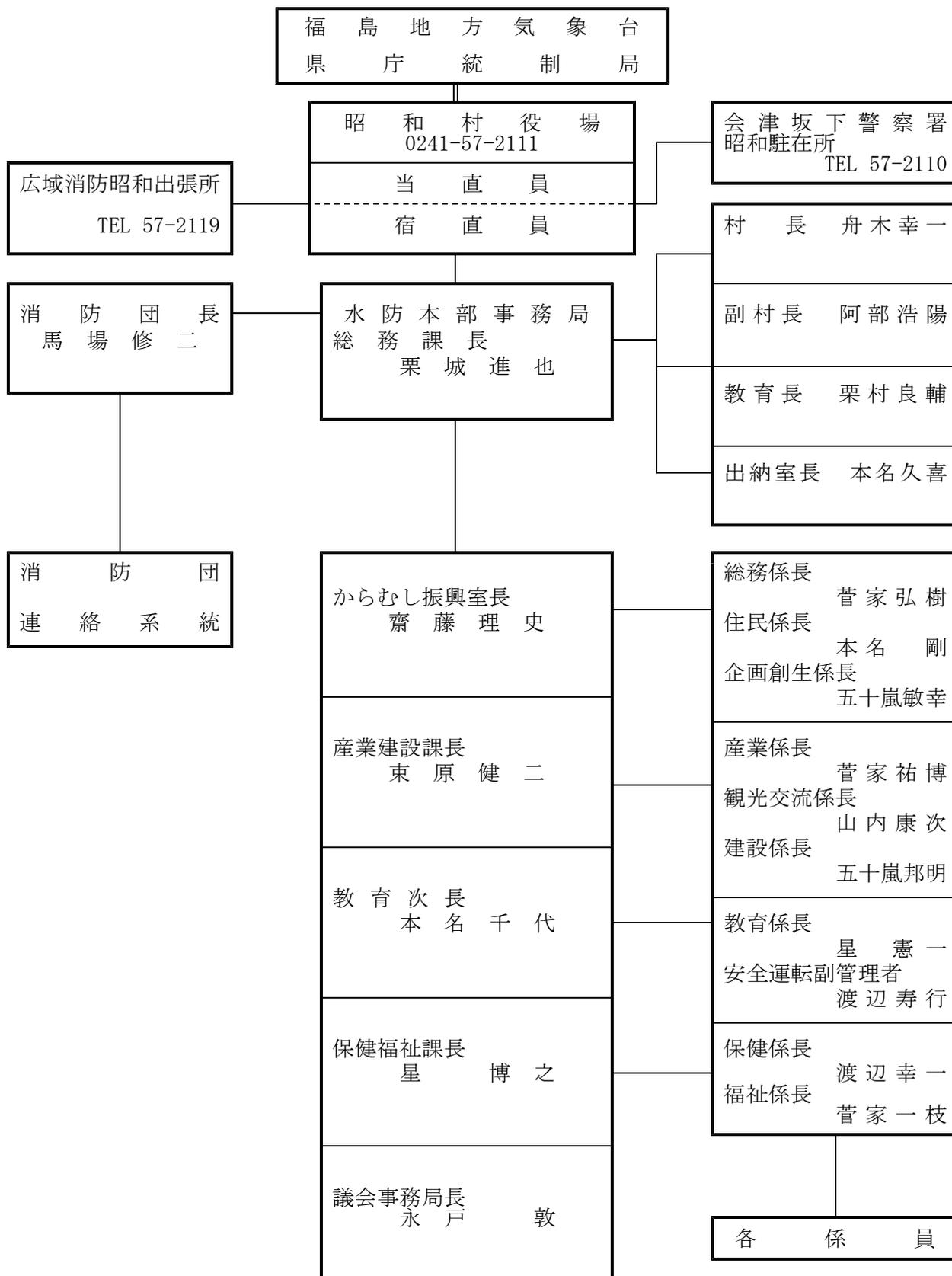
(2) その他の観測所

番号	管理機関	観 測 所 名	所 在 地	雨 量 計 の 別	観 測 員 名
1	東北電力	下中津川雨量観測所	下中津川字住吉394-1	テレメータ	会津技術管 理センター

第6 気象情報、水防情報の連絡

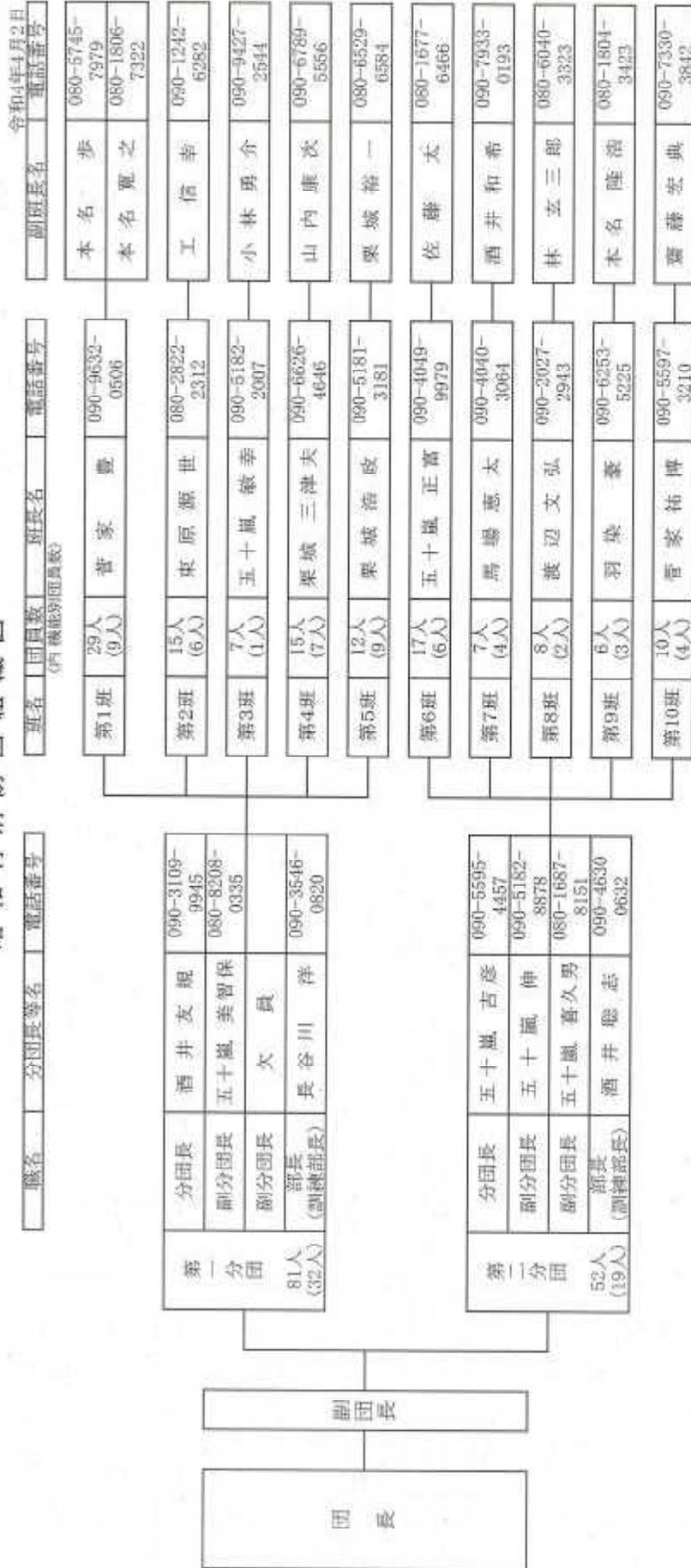
1 通報と伝達の系統図

(1) 水防用気象予警報伝達系統図及び水防警報伝達系統図



==== 福島県防災行政無線
 —— 有線電話

昭和村消防団組織図



令和4年4月2日
重誌番号

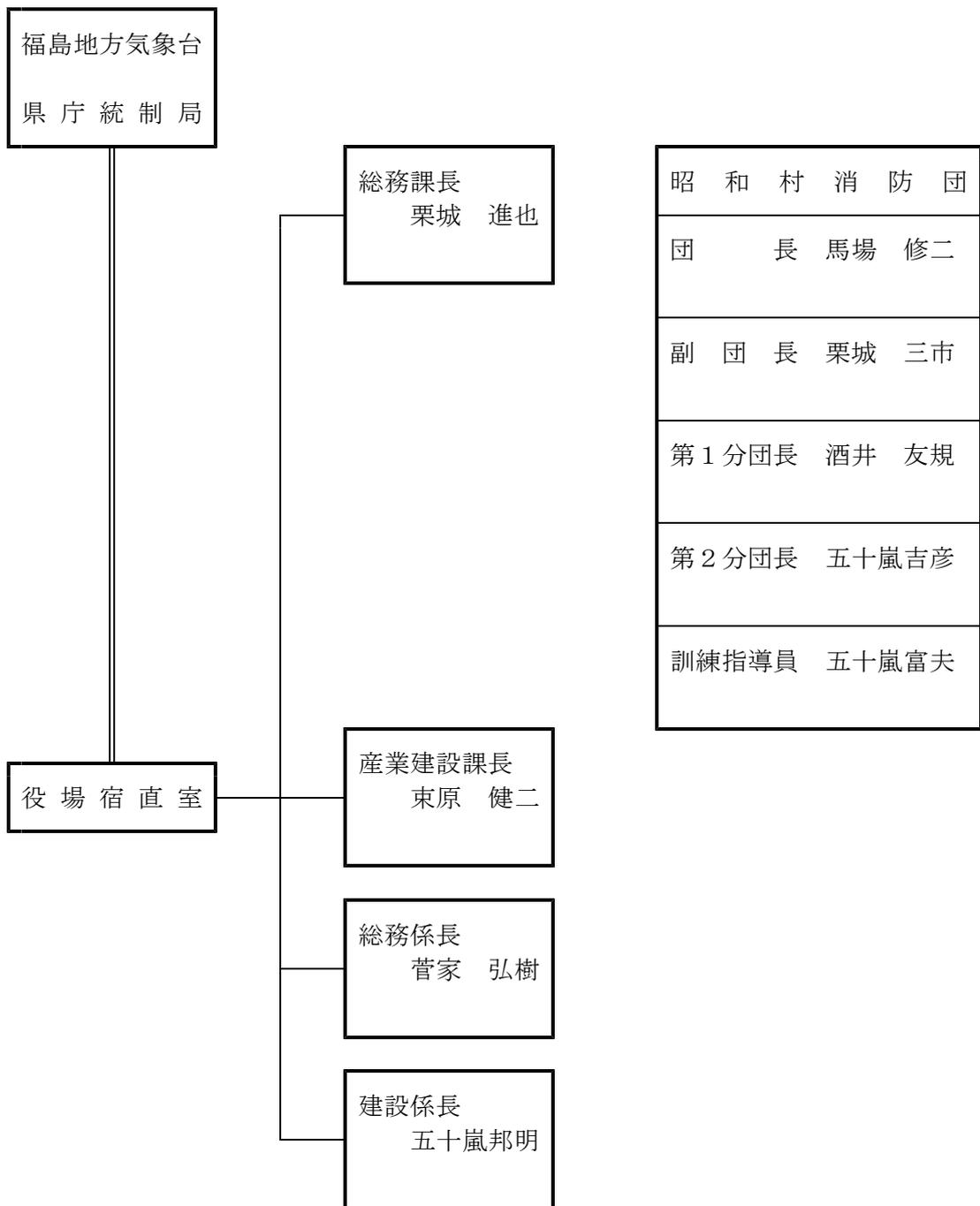
班名	団員数	班長名	電話番号	副班長名	重誌番号
第1班	29人 (9人)	菅家 豊	090-9632-0506	本名 歩	080-5745-7979
第2班	15人 (6人)	東原 源世	080-2822-2312	工 信 幸	090-1242-5282
第3班	7人 (1人)	五十嵐 敏幸	090-5182-2007	小林 勇 介	090-9427-2544
第4班	15人 (7人)	栗城 三津夫	090-6626-4646	山内 康 次	090-6789-5566
第5班	12人 (9人)	栗城 海 政	090-5181-3181	栗城 裕 一	080-8529-6584
第6班	17人 (6人)	五十嵐 正 富	090-4049-9979	佐 藤 太	080-1677-6466
第7班	7人 (4人)	馬場 惠 太	090-4040-3064	酒 井 和 希	090-7933-0193
第8班	8人 (2人)	渡辺 文 弘	090-2027-2943	林 玄 三 郎	080-6040-3323
第9班	6人 (3人)	羽 染 豪	090-6253-5225	本 名 隆 治	080-1804-3423
第10班	10人 (4人)	菅家 祐 博	090-5597-3210	齋 藤 宏 典	090-7330-3842

職名	分団長等名	電話番号	班名	電話番号	消防団員数(人)
団本部	団長	090-6482-6736	団員	猪股京太郎	090-3640-4405
	副団長	080-1806-7803	団員	欠 員	
	分団長 (訓練指導員)	090-2603-4500	団員		条例定数 180人
	分団長 (総務部長)	080-1836-4501	団員		現有団員数 144人 (51人)
	副長 (庶務部長)	090-4313-5757	団員		過不足数 -36人
					充足率 80.0%

団員数の()内は、機能別団員の数。

※ 班長以上の幹部団員は、携帯メールを登録するので総務係のアドレス(soumu@vill.showa.fukushima.jp)に氏名を添えて、メールを送信してください。
※ 個人情報です。取り扱いには十分注意してください。

(2) 庁内水防用務連絡体制
 退庁後水防用務連絡系統図



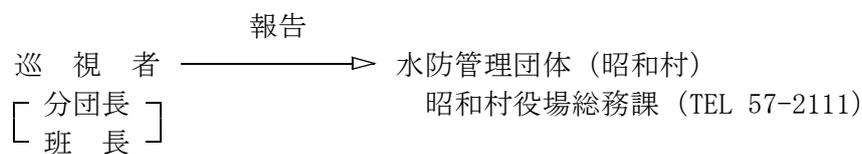
==== 福島県防災行政無線

—— 有線電話

第7 水防活動

1 河川等の巡視

- (1) 昭和村消防団各分団長・各班長は、洪水予報の通知を受けたときは、随時河川、堤防を巡視し、量水標による水位の変化と水門の状況などを水防管理者に報告するものとする。
なお、水位が警戒水位に達したときは、防災無線により地域住民に周知するものとする。
- (2) 各分団長・各班長は、河川の水位が警戒水位に達したときは、常時河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防管理者に報告するとともに防災無線により、団員を召集し、水防活動に当たらせ、その旨を水防管理者に報告するものとする。
- (3) 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域内住民の避難立退きを必要と認めるときは、防災無線により、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防管理者に報告するものとする。



2 出動及び水防作業

- (1) 水防管理者が、管下の水防（消防）団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。
 - ア 水防法第16条第1項による水防警報が発表されたとき。
 - イ 河川等が警戒水位に達する等、治水上の危険が生じたとき。
 - ウ 地方水防本部からの指示があったとき。
 - エ 水防管理者が自らの判断により必要と認めるとき。
 - (2) 水防法第17条による水防（消防）団の出動段階は次のとおりである。
 - 第1段階 待機 水防（消防）団の保留を行うもの。
(洪水が予想され、刻々増水している場合)
 - 第2段階 準備 水防（消防）団に所定の詰所に集合し、水防資器材の整備・点検、水門開閉の準備並びに出動準備を通知するもの。
(通報水位に達して更に増水が予想される場合)
 - 第3段階 出動 水防（消防）団の活動を通知するもの。
(警戒水位に達して、なお増水が予想される場合)
 - 第4段階 解除 水防活動の終了を通知するもの。
(特に堤防に被害なく警戒水位以下に復した場合)
- ※ なお、地震により堤防の漏水、沈下等の被害が発生した場合、またはその恐れが大きな場合は、上記に準じ指令を発するものとする。
- (3) 水防作業上の留意事項
 - ア 水防（消防）団員は、出動前には家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、いったん出動した場合は、命令がなくて、部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
 - イ 作業中は始終敢闘精神をもって、上司の命令に従い、団体行動をとらなければならない。
 - ウ 作業中は私語を慎み、言葉に注意し特に「ろう水」、「破堤」等の想像による言葉を用いてはならない。
 - エ 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確かつ慎重に期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防（消防団）員が緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけること。

オ 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、耐水時間にもよるが、おおむね水位が最大するとき、またはその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の4分の3に減少したときが最も危険）ので、洪水の最盛期を過ぎても十分減水するまで警戒を厳重にすること。

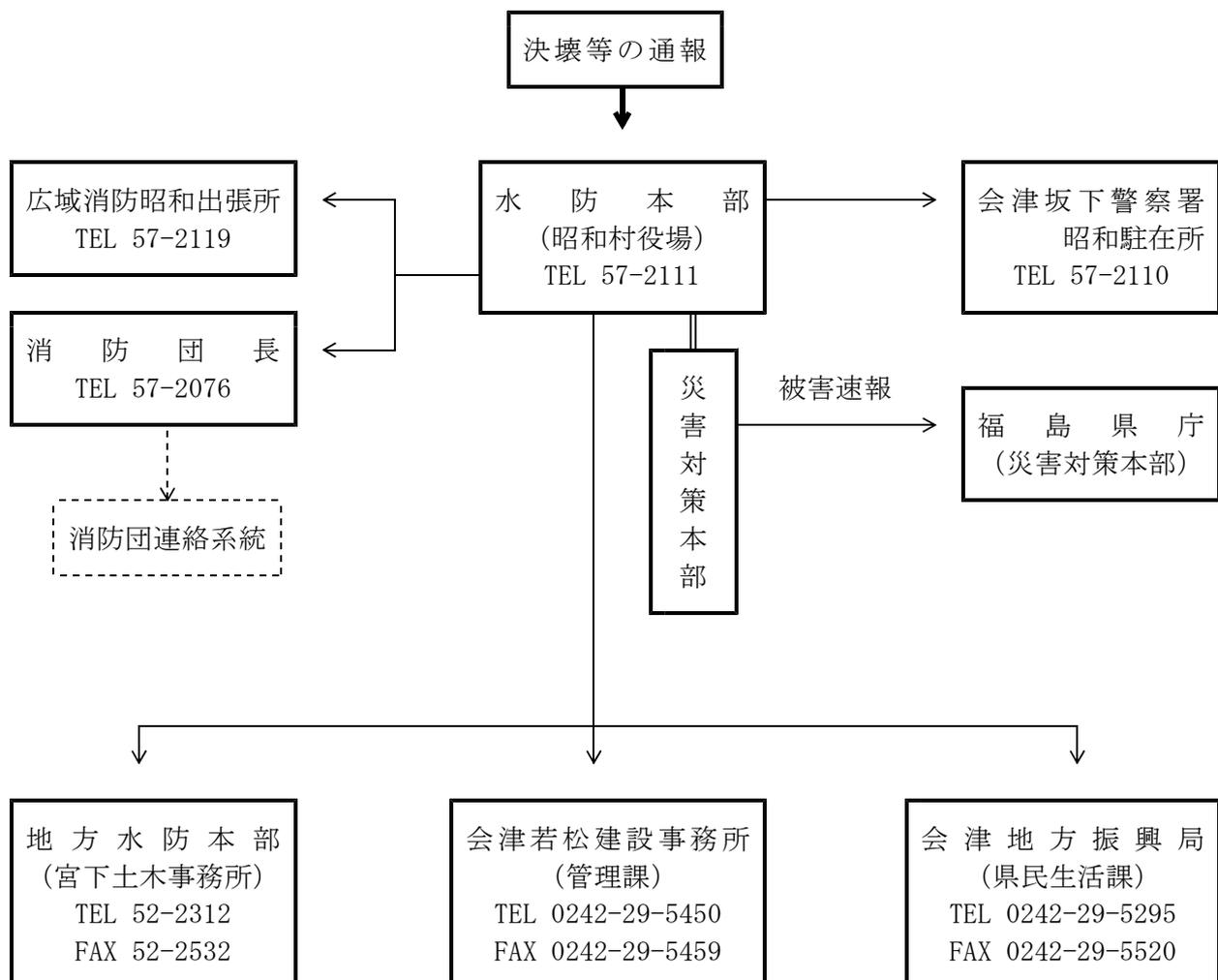
カ 地震後の水防活動においては、堤防の漏水、沈下の状況に特に留意するものとし、河川の水位に応じ被害の拡大を防止すべく適切な措置をとるものとする。

3 決壊等の通報及び避難場所

(1) 決壊等の通報

堤防が決壊し、またはこれに準ずべき事態が発生した場合には、当該水防管理団体は水防法第25条の規定により、ただちにその旨を所轄の地方水防本部（宮下土木事務所）、会津若松建設事務所、会津地方振興局に通報するものとする。通報を受けた地方水防本部（宮下土木事務所）はこれを水防本部、警察その他必要な機関に連絡するものとする。

連絡系統図



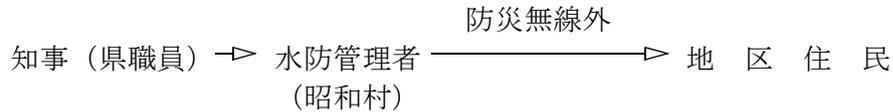
(2) 決壊後の措置

堤防等の施設が決壊した場合においても、水防管理団体（昭和村）及び消防団は、水防法第26条の規定に基づき、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

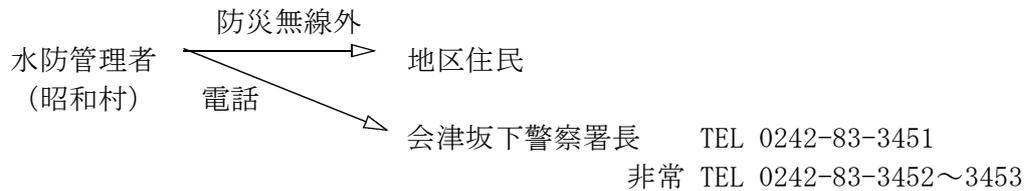
(3) 避難のための立退き

知事または水防管理者が必要であると認めるときは、防災無線、その他の広報手段によって、水防法第29条の規定による立退き、またはその準備を指示する。水防管理者が指示をする場合は、会津坂下警察署長にその旨を通知するものとする。水防管理団体は、予定立退き先、経路及び可能水防措置をあらかじめ定めておくものとする。

○ 知事及びその命を受けた県職員からの指示の場合



○ 水防管理者（昭和村）からの指示の場合



(4) 水防通報及び避難場所

① 重要水防区域

河川名	決壊予想位置		氾濫予想 面積	避難場所			決壊通報及び 連絡者氏名 (巡視者)
	大字	字		大字	字	名称	
柳沢川	小中津川	折橋 石仏	4 ha	小中津川 下中津川	宮原 住吉	小中津川公民館 すみれ荘 昭和村公民館	第1分団長 (第2班長)
見沢川	大芦	二百苧 大芦	10 ha	大芦	中組	へき地保健福祉館	第2分団長 (第6班長)

② その他の区域

重要水防区域以外においては、各集落の集会所等を避難場所とし、決壊通報連絡者は管轄する分団長とする。

4 水防解除

次の場合で、水防本部長がその必要がないと認めるとき。

概ね水防警報等が解除され、かつ河川が警戒水位以下に減する等、水防警戒の必要がないと認められたとき。

5 水防活動の報告

- (1) 各分団長は、水防活動終了後2日以内に別記様式により水防本部長に報告しなければならない。また、野尻水防倉庫及び大芦水防倉庫（仮）の備蓄資器材を使用し不足が生じた場合においては、管轄する区長にその旨連絡しなければならない。管轄する区長は、水防資器材受払簿により水防管理団体（昭和村）に報告しなければならない。
- (2) 水防管理団体（昭和村）は、地方水防本部（宮下土木事務所）経由で知事に水防活動を報告するものとする。

連絡系統図

